

9月定例会で決まったこと

条例改正

▽城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正

い個人情報、漏洩・流出の危険にさらされ、流出によってもたらされるのがはるか深刻だ。

▽城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正（通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を規定するもの）

契約の締結

▽平成27各小学校校屋内運動場耐震補強工事の契約

契約金額

8,375万4千円

契約の相手方

水戸市けやき台

2丁目13番地2

コスモ綜合建設株式会社

代表取締役 池田 勇夫

契約の方法

一般競争入札

▽平成27小型動力ポンプ付積載車

3台の購入契約

契約金額

1,652万4千円

契約の相手方

水戸市東原

3丁目6番24号

トキワ産業株式会社

代表取締役 奥村 正好

契約の方法

指名競争入札

反対討論

藤咲 芙美子議員

この条例改正は、すべての赤ちゃんからお年寄りまで番号を付け割り振られ、個人の納税や社会保障の情報を国が管理し、さらに預貯金や健康診断などの情報にも拡大するもの。それを使って政府は、税や保険料などの徴収を強化し、個人の財布の中身も身体も個人のプライバシーがすべて国に管理されることになる。さらに重要な問題は一括管理された、極めて高

▽城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

桂地区高根台団地で利用していた地域下水道を本年9月末をもって廃止し、特定環境保全公共下水道へ統合することに伴い関係条例の整備をするもの

請願

▽TPP（環太平洋連携協定）交渉
 において農林水産分野の重要5品
 目などの聖域の確保を最優先し、
 交渉脱退も含め衆参両院の農林水
 産委員会における国会決議を遵守
 することを求める意見書

▽教育予算の拡充を求める意見書

▽「青少年健全育成基本法の制定」
 を求める意見書

▽TPP（環太平洋連携協定）交渉
 に関する意見書

採択

陳情

▽「安全保障関連法案」の慎重審議
 に関する意見書提出を求める陳情

閉会中の継続審査

発議8号

▽懲罰動議について

平成27年度

一般会計補正予算を(2号) **否決**

否決した主な理由

- ・個人のプライバシーの侵害が懸念されるマイナンバー制度の実施が組み込まれていることにある。
- ・「ホロルの湯」の割引券を乱発すべきでないと同施設の使用料補填の予算を問題視



否決された平成27年度補正予算案(第2号)

会計名	当初予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	96億2,800万円	3億3,727万円	100億486万円

反対討論

藤咲 芙美子議員

この補正予算に反対する最大の理由は、個人のプライバシーの侵害が懸念されるマイナンバー制度の実施が組み込まれていることにある。且27年度10月5日からスタートのマイナンバー制度は個人の預貯金や健診情報などにも利用対象が広がる。個人情報国や自治体に管理されることになるが、情報の流失は避けられない。情報流出の危機がある事業の実施には納得できない。

議案56号

賛成 7 対 反対 6

城里町議会議員辞職勧告 可決

提案理由

城里町町長
上遠野 修

今回の辞職勧告決議案の提案理由について説明をいたします。今回の辞職勧告につきましては、城里町政治倫理条例に基づき、政治倫理審査会で審査したところ、根本正典議員が政治倫理条例に違反しているという答申を得ましたので、これに基づき辞職勧告をするものであります。具体的には、城里町の議員は公共事業に関わる企業から50万円を超える報酬を得てはならないという条例及びその下の規定がございますが、それに抵触すると認定されたため辞職勧告をするものでございます。以上です。

反対討論

阿久津 則男 議員

政治倫理委員会は条例規則3条第2号に抵触していると判断いたしました。又、根本議員も指摘を受け会社を退職し改善いたしました。私はそれで良いと思っております。議会議員は選挙で住民に選ばれていますし、任期は4年と法律で補償されています。法的拘束力もなく、上遠野町長に議員の経済活動や議員活動を制限することはできません。従いまして町長が議員辞職勧告決議案を提出したと自体、大変危険な行為であり、認めるわけにはいきません。

三村 孝信 議員

議員は有権者の信託を受け活動している。議員の出処進退は自ら決断すべきである。首長が議員の辞職勧告案を提出するのは、地方自治法上もこれまで例がないのではないか。また、広島県府中市議が起こした裁判において、広島高裁は政治倫理条例の定める範囲であっても憲法で保障される経済活動の自由を制限している場合は、違法だという判決を下している。以上2点により辞職勧告の運用についてはより慎重であるべきだ。

賛成討論

藤咲 芙美子 議員

地方自治法第一二七条にかかわる昭和37年の判例から分かるように、発議権は議員に限定されている。辞職勧告案を町長が提案するのは重大な問題だ。しかし、政治倫理の問題は重大である。当該議員が勤めていた会社は、庁舎建設以外にも幾多の事業を受注している。その工事契約の案件に賛成した先輩議員にも責任がある。これらには町民の血税が注ぎこまれていく。公人には高い政治倫理性が期待される。私も努力を怠らないつもりだ。

鯉淵 秀雄 議員

主権者である町民と町政を担う町執行部、及び議員のモラルについて規則を設ける政治倫理条例、自身が策定に関わった倫理条例を約6年間にわたり欺き通した。事実、議会の品位と名誉を大きく傷つけ利己的な弁明を主張、謝罪のことがばが一切なく傲慢な対応に全く反省の態度がみられないと同時に、町民の信頼を裏切る行為であり、我々議員は重く受け止めなければならず、又他市町村に誇れる議会を構築するが為にも辞職勧告が妥当である。

南條 治 議員

私は今回の議員辞職勧告について賛成の立場から討論致します。政治倫理審査会が全会一致で条例違反を認定。城里町政治倫理条例の中で業者から年額50万円以上の報酬を受け取る場合は、業者は町の公共事業及び町の請負契約を辞退しなければならぬとある。根本氏はこの企業で6年間就業していた。根本氏自ら政治倫理条例作成に関わった経緯があり、その本人が議員の守るべき最低限の決まりである倫理条例の違反を認識しながら自ら恣意的に運用してきたのである。

倫理条例とは

町政が町民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、町民全体の奉仕者として町政に当たる町長、副町長、教育長及び町議会議員（以下「町長等及び議員」という。）が高度の倫理性及び廉潔性を求められることを自覚し、政治倫理基準を自ら定め、常に誠実公正にその職務を行うことを促し、最小限の遵守事項を定めることによつて、町民の信託に応え、併せて町民の町政に対する正しい認識及び自覚を喚起し、もつて清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

ただし、決議に法的拘束力はありません

発議6号

賛成 7 対 反対 6

議会運営委員会委員長解任請求 **可決**

提案理由

鯉淵 秀雄 議員

根本議員に対して議員辞職勧告案が可決決議をいたしました。議会運営委員会とは、地方自治法109条第3項で認められた公的な委員会であり、本会議の円滑な運営のための協議機関、そして議長を支えている諮問機関である。9月1日の議会運営委員会で「労働の対価として報酬等をもたらすことがどうして悪いのか」「幹部職員に何度も条例違反は大丈夫なのか。」又、「政治倫理条例の改正を求め」と発言。自ら政治倫理条例の作成に関わりながら条例が悪いと矛盾さを露呈し責任転嫁を図っており、先ほどの結論が出た以上、委員長という重責に居座り続けることは非常に問題であることは明白である。

発議7号

賛成 6 対 反対 7

城里町議会議長不信任案 **否決**

提案理由

杉山 清 議員

町民の信頼に応える議会づくりは、私共議員の責任であるが、その前提は議長自らの資質と行動があつて成り立つものです。不信任案を提出する事は断腸の思いであるが、以下の趣旨で提出する。①改革真只中時の不公平な支出行為と、平成23年4月1日付施行の議長交際費に関わる要綱を自ら作成し、報告も無く公表義務条項に反し、4年半ホームページ掲載を怠った事。②2月教産委員会研修に議長個人の車を使用し、帰宅後公用車の伝票で自車に71・75ℓの燃料を入れるとは、お粗末極まりない重大問題である。③第3回定例会で議案56号の先議について、虚偽の報告とはベテラン議長としては大変欠落である。④町長就任祝賀会で主催側である議長が、来賓議員2名に対し襟首を持ち恐怖心を煽った。「能ある者は爪を出さず」。暴力は絶対に許されません！以上4点を不信任案の理由とさせていただきます。

反対討論

根本 正典 議員

先議の取り扱いをめぐる判断の別れなど、全国的にも先例のない事例を持ち込まれては、議事をスムーズに進行させるシナリオを作り、また、そのように進行させることは至難の業であります。その結果が、事務局や議長の総力をそのまま示すものではないはずで、仮に今回不信任案を提出された方々の中の誰かが議長になれば、この様な事は全く無くなるであろうでしょうか。現議員中の誰が議長になってもそれは不可能と思われま

賛成討論

河原井 大介 議員

昨年不祥事が続く中、今まさに議会としての方向を示す必要がある。会津藩藩校・日新館の拵にある「ならぬこととはならぬ」という姿勢を私達議員が今、示す時だ。議員間相互の議論が非常に少ない現況の町議会。議員定数削減、情報開示、通年議会、土日議会の開催等を議論する環境を今一度創り直す時、議会改革をする時、つまりは新しい議会を作る時である。それらの体制を作る為、私達は、議会全体の調整役を司る議会のリーダーたる議長を選び直し、生まれ変わる議会を町民に示していく必要がある。

南條 治 議員

議長車に公用車の伝票を使い、新車時タンク容量65ℓ。それにどうして75ℓかのガソリンが入るのか不思議でならない。事務局に聞くと「満タンで借りて満タンで返す。」と言われた。しかし、この計算は成り立つのだろうか。いやしくも公用車の番号を使ってガソリンを…。皆さんの税金です。前回は議場の壇上で議長席において虚偽の報告。嘘の報告をした。私達は許す訳にはいかない。どうぞ議員の皆さん、正しい判断を…。

平成27年度補正予算

第2回定例会で原案通り可決された特別会計補正予算

特別会計

会計名		補正額	補正後の額
介護	保険事業勘定	3,252万円	18億4,858万円
公共下水道事業		4,664万円	11億4,170万円
農業集落排水事業		173万円	2億9,991万円

9月臨時会で決まったこと

第2回臨時会は9月24日に召集されました。第2回定例会で否決された一般会計補正予算について審議し、議案について原案のとおり承認・可決されました。

一般会計

追加補正 3億2,134万円

総額 99億8,892万円に

歳入の主なもの

地方交付税	42億2,057万円
県支出金	7億2,485万円
繰入金	3億1,587万円
町債	8億1,156万円

歳出の主なもの

総務費	13億7,709万円
民生費	25億4,999万円
衛生費	7億4,699万円
農林水産業費	4億9,006万円
土木費	15億4,316万円
教育費	10億6,412万円
商工費	1億6,443万円
消防費	5億1,134万円

審議した議案と各議員の賛否

第3回定例会・第2回臨時会の議案等の表決を、賛成は○、反対を×、欠席は-で表示してあります。採決に加われなかった議員は斜線で表示してあります。

議案名	藤咲 美子	片岡 藏之	菌部 一	三村 孝信	河原 井大介	関 誠一郎	阿久 津則男	桐原 健一	小林 祥宏	南條 治	杉山 清	小松 崎三夫	鯉 淵秀雄	根 本正典	小 坏孝
城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
備品購入契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成27年度城里町一般会計補正予算(第2号)について	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	議	○	×	○
平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成26年度城里町一般会計決算認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
平成26年度城里町水道事業会計決算認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
城里町議会議員の辞職勧告について	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	議	○	○	○
城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○
城里町議会運営委員会委員長の解任請求	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	議	○	○	○
城里町議会議長不信任決議案	×	○	/	×	○	×	×	×	×	○	○	議	○	×	○

第2回臨時会

平成27年度城里町一般会計補正予算(第3号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会を傍聴しましょう！

次回の定例会は12月8日を予定しております

傍聴者報告

第3回定例会(9月8日~18日まで開催) 58人
第2回臨時会(9月24日) 15人

日程など詳しいことは議会事務局またはホームページでご確認ください。

TEL.029-288-3111(内線302)
<http://www.town.shirosato.lg.jp>